

19世紀ドイツ学校教育制度の構造（I）

——プロイセン実科学校の歴史的位相——

寺 沢 幸 恭

Die Struktur des deutschen Schulwesens im 19. Jahrhundert（I）

—— Die historischen Phasen der preußischen Realschule ——

Yukiyasu Terazawa

は じ め に

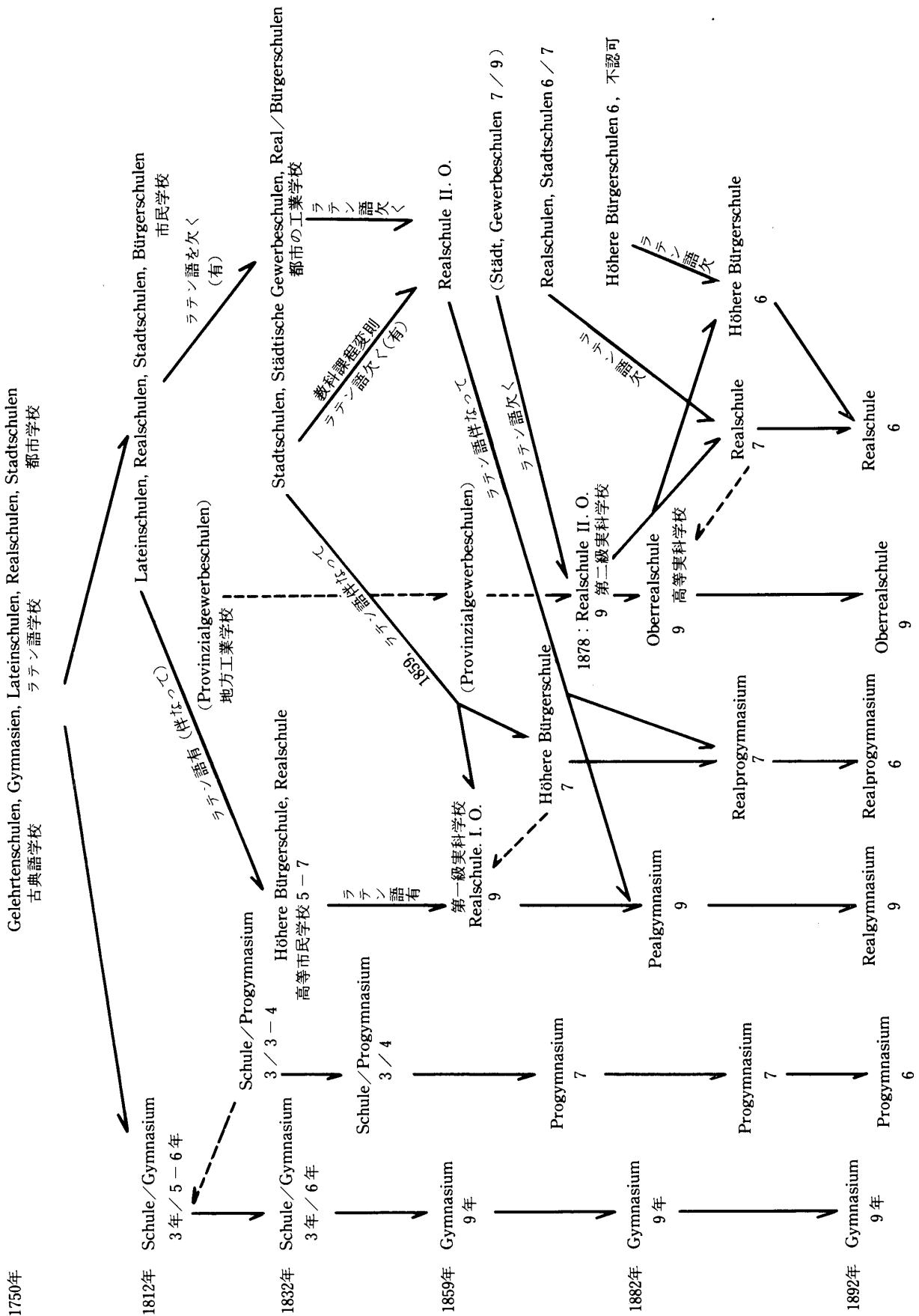
19世紀初頭のプロイセン改革諸法（1808年の都市条例，1807年の農民解放，1814年の国防条例＝国民皆兵制など）は，既成の身分制社会が能力（資産力）と職業地位に基づいて構成される階級社会に代る法的な前提をつくりあげた。出生による差異（貴族・農民・都市市民）は法原理に基づいて獲得される資格メルクマールによって置きかえられていく¹⁾。この過程で国家の教育政策とその貫徹のための装置である学校教育制度は重要な役割を果たした。すでに1794年の「一般国(ラント)法」(Allgemeines Landrecht)において，「学校と大学」は国家の機関であることを宣言したプロイセン国家は，中央監督機関，官僚制行政組織を整備・強化し，大綱および教授目的規程を通じて個々の学校の内的・外的な組織構造の任意性を止揚し，本来，自己の責任において活動してきたギムナジウム校長を省庁官僚制における執行官にし，試験規程，教育コースの法的名称の独占的授与，官僚キャリア・軍人資格付与などの手段によって，卒業をはじめ学校教育活動そのものを国家の行為に変えていった。

19世紀のドイツ・プロイセンの学校教育制度の歴史（略年表・図1参照）は，おおまかにいえば，社会的に多様な生徒集団をもつ学校が国家の認知を受けた学校型（Schultypen）によって階層的に固有の再生産を行う機関となり，この社会階層と結びついた学校制度（階級的学校制度）が，その選抜機能，資格付与機能および社会化機能によって国家目的を遂行する社会制度の重要な柱となる過程である。

本稿は19世紀ドイツ・プロイセンの学校教育制度の構造分析の一環として，ドイツの学校制度の性格を規定した主要な構成要素のひとつであると考えられる中等学校卒業資格試験制度の生成・発展過程を，この資格から国家により疎外され，その後のほぼ一世紀にわたる「努力」の末にこれを獲得していった実科学校の側から明らかにすることを課題としている。

プロイセン・ドイツ実科学校関係略年表

(年)		
1695	フランケ貧民学校を開設 (フランケ学園)	
1707	ゼムラーが「数学・機械実科学校」をハレに創設	●1713 「教育令」(プロイセン全土に適用された最初の教育令)
1747	ヘッカーがベルリンに「経済・数学実科学校」を創設 (→1753年からベルリン王立実科学校)	●1717 「教育令」(5-12歳の児童の就学義務を規定) ●1787 高等学務委員会設置
1788	「古典語学校卒業試験規程」, 「大学入学試験規程」	●1794 「一般ラント (国) 法」 ●1809 宗務・公教育庁設置
1812	「古典語学校卒業試験規程」 { 卒試を認められた学校→ギムナジウム 卒試を認められなかった学校→進学校の予備門 →市民的・実学的学校	●1814 「国防条例」 ●1816 ジューフェルン, ギムナジウムの統一教科課程案
1827	「一般規定」(「中間学校一般規定」)	
1832	「高等市民学校及び実科学校卒業試験仮規定」	1817 地方工業学校
1837	「ギムナジウム基準教則」(ギムナジウム教科課程の国家的基準化)	●1850 プロイセン憲法
1859	「実科学校及び高等市民学校の教授及び試験規定」 { 第一級実科学校 9年課程6学級 } 卒業試験の実施 { 高等市民学校 7年課程5学級 } その合格者に対する { 第二級実科学校 } 一年志願兵の特典	
1870	公認されていた実科ギムナジウム (第一級実科学校) の卒業者に大学における数学・自然科学, 近代語の研究が許された	1877 地方工業学校の解体
1879	産業学校の管轄: 商工省から宗務公教育省へ (→高等実科学校)	
1882	「全中等学校教則」 ①ギムナジウム } 9年制 ③実科ギムナジウム } ②プロギムナジウム ⑤高等実科学校 } ④実科プロギムナジウム ⑦実科学校 } ⑥高等市民学校	●1886 「ドイツ統一学校連盟」 ●1890 学校会議 (12月)
1892	「教則」(ラテン語削減, ドイツ語重視)	●1900 学校会議 (6月)
1901	「プロイセン中等学校の授業計画と授業課題」(「中等学校教則」) 9年制の3つの中等学校が大学進学について完全な同権を承認される	



(図1) 19世紀プロイセン中等学校制度²⁾

I

18世紀におけるドイツの中等段階の教育機能は、名称と内容を異にする実に多様な学校群によって果されていたが、ラテン語を教授していたという点で共通性をもっており、それらの学校を「ラテン語学校」(Lateinschule)と総称することができる³⁾。F.パウルゼンは「19世紀初頭に至るまでラテン語学校は唯一の中等学校(höhere Schule)であり、それは古典語(学術)学校(Gelehrtschule)としても市民学校(Bürgerschule)としても用いられた⁴⁾」と述べている。

最初の実科学校(die ersten Realschule⁵⁾)は、ラテン語学校から、近代のギムナジウム(Gymnasium)とともに、市民・実科学校(Bürger-Realschule)という形で少数の都市において生じたものである。それはR. Altによれば「産業革命の準備・開始という課題に学校制度を適応させるという努力の結実⁶⁾」であったが、他方では時代がすでにラテン語学校に対して、16世紀以来その伝統であった、学術学校と市民学校の結合体という形態を許さなくなっていたことを示している。将来の職人や商人はラテン語学校に必要なものを見い出せず、また科学の発達により増大した、大学での研究のための予備教育の必要が強く意識され、「ある種の統一学校(eine Art Einheitsschule)であった古いラテン語学校は、純粋な学術学校へと踏み出し……市民的職業に就く生徒に対する顧慮を基本的に拒否した⁷⁾」のである。

ドイツにおける最初の実科学校はゼムラー(Christopf Semler 1669-1740⁸⁾)が1707年ハレ(Halle)に設立した「数学・機械実科学校」(Mathematische und mechanische Realschule)である。ここでは「日常生活的なもの、実益のあるもの、有用なものが事実即して教えられること⁹⁾」になっており、将来の市民生活のための準備がその教育目的であった。実科学校という名称は、従来の「たんに書きうつすだけの、一般的な概念を教授する」言語学校(Verbalschule)の本質に対置するためにゼムラーによって刻印された¹⁰⁾。しかしこの最初の実科学校は、伝統的な教授につけ加えられる形で、すなわち無月謝生徒には水曜日と土曜日の11時から12時まで、同じ日の午後3時から4時までは学費を支払う生徒(ラテン語学校の生徒・裕福な家庭の子弟)に対して教育を行った。主眼とするところは、ドイツ語学校の授業を新しい実科学校によって拡大し、補完することであり、したがって実科学校はドイツ語学校で教えられている領域以外の分野(ゼムラーによればそれは数学、機械学、製図と裁縫であった)に限定されていた¹¹⁾。この実科学校は市から若干の援助はあったものの財政難のため失敗し、翌年ゼムラーは10歳から14歳までの生徒約80名で実科学校を再発足させた。この学校では、数学を基礎とした度量衡、各種の手工業の基本から養蜂、採鉱まで教えたといわれ、1709年には教養(進学)課程まで設けたが¹²⁾、これもまた1710年ゼムラーの他にもう一人の教師であった作家のベニト(Christian Benit)の死とともに中断した。

1738年10月13日ゼムラーは、市長らの列席のもとで三たび実科学校(「数学・工業・経済実科学校」)を設立した。この学校はもはやドイツ語学校の補完物ではなく、ゼムラーはこの実科学校をすべての言語学校が自らを改革するための規範学校となすことを意図した。1739年のゼムラーの報告によるとこの実科学校の授業は宗教、読み書きのほかに「重さ・量の認識、コンパス・定規の使用法、カレン

ダー・星座の学問，宇宙・天球・星の知識，大地と国土の状態，若干の物理学的事実，金属・鉱物・一般の石・宝石・木材・色の知識，製図法，農業・園芸・養蜂，解剖学・食養生の若干の知識，警察条例の注解，母国の歴史，ハレの年代記，ドイツの国力（とくにマグデブルク領，ハレ市の周囲の都市や村落）」に及んだ¹³⁾。この学校も2年後の1740年3月8日ゼムラーの死とともに閉鎖されることになったが，この後設立されていく実科学学校はすべてこのゼムラーの実科学学校を模範としたといわれる¹⁴⁾。

1747年ゼムラーの後継者J. ヘッカー（Johann Julius Hecker 1707-1768¹⁵⁾）がベルリンに「経済・数学実科学学校」（*Ökonomische mathematische Realschule*）を設立した。この実科学学校は「教科クラス（学級）制」（*Fachklassensystem*）をとっており，生徒が希望職業に応じて「教科クラス」を選択して授業を受けるシステムであった。1749年から1790年までの約40年間におけるこの実科学学校の標準的な教科クラスの数，宗教6，ラテン語4，ドイツ語，手紙書方，ギリシャ語各3，算術，数学，歴史，地理各2，測量，建築，工場制手工業，植物，解剖，物理，機械，鉱物，鉱山，経済，商業，商業簿記各1であり，生徒数，教員数はそれぞれ1756年では400名と19名（正教員11名，特別教員8名），1767年355名と17名（正教員9名，助教員8名）であった¹⁶⁾。この実科学学校は創設後数年にして急速に発展し¹⁷⁾，これをみたフリードリヒ2世は，この学校を王立実科学学校として国家の施設とし，そのいっそうの発展を保証した。ペダゴギウムは1797年フリードリヒ・ヴィルヘルム・ギムナジウムに「昇格」し，実科学学校は「技術学校」（*Kunstschule*）として維持され，ドイツ語学校は手工補習学校と結合されて，民衆学校（*Volksschule* 初等教育機関）となった。ここに，19世紀および20世紀の学校制度を規定することになる組織的構造がはやくも示されることになった¹⁸⁾。ヘッカーの実科学学校は学問的領域のものから商工業および手工業の初歩的知識にいたるものまでをその教授内容として含み，普通教育的教授とそれに続く職業教育の中間の位置を占めていたが，本質的には功利主義的な職業的専門教育を目的としていたと考えられる。大学での研究—国家資格を必要とする専門職にいたるギムナジウムでの教育も一種の職業準備教育と考えられていたのである。

II

フリードリヒ・ヴィルヘルム2世の治政（1786-97）開始一年後に文相ツェドリッツ（Karl Abraham von Zedlitz 1731-1793）は学校制度改革に関する建白書を奉じ，そのなかで高等学務委員会（*Oberschulkollegium*）の創設を求めた。1787年2月22日，その設置が実現されたこの委員会は国王直属の合議制により，すべての学校制度を監督するという任務が与えられた¹⁹⁾。この高等学務委員会設置の目的は，身分制教育体制²⁰⁾を確立するために全学校制度を一元的な監督・指導のもとにおくことにある²¹⁾。委員会の審議を経て，1788年12月23日二つの規程が布告された。すなわち「古典語学校卒業試験規程」（*Reglement für die Prüfung an den Gelehrten Schule*）と「大学入学試験規程」（*Reglement für die Prüfung an den Universitäten*）である。この二つの規程は，大学進学抑制を主たる目的とした「資格試験」制度，すなわち古典語学校卒業試験制度（*Abiturientenexamen*）を規定したものであった。この制度は事実上，大学と学校との格差を明確にし，また学校のなかで大学への進学準備を与え

ることのできる、いわゆる古典語学校と、そうでない学校との区別を明らかにして、プロイセンにおける複線型学校系統による中等教育制度成立の梃子の役割を果たした²²⁾。

「古典語学校卒業試験規程」の内容は次のようであった。

(一)プロイセンの大学に入学しようとするプロイセン人は誰でも登録 (Inskription) に先立って試験を受けること。すなわち

(a)高等学務委員会の管轄下にある古典語学校の生徒ならば、その学校の卒業に際して、

(b)個人的に進学準備をした者、または古典語学校以外の学校に通学した者は大学において、

(二)受験者は合格もしくは不合格の認定証を受ける。

(三)不合格の認定証は大学への入学を必ずしも不可能にするわけではない。

(四)合格した者だけが奨学金の受給を認められる²³⁾。

このように大学進学を規制し、学校から大学への移行を規準化するという初の試みがなされたが²⁴⁾、この試みはひとつの妥協に終わった。というのも「合格」を認定する「成熟証明」(Zeugniss der Reife)はたしかに古典語学校から付与されるようになったが、そのための試験要件や達成されるべき水準が示されず、「成熟証明」も大学進学認可の前提条件でもなかったからである。ただ大学での奨学生に「成熟証明」が義務づけられたただけであった²⁵⁾。このような妥協的な規程では大学進学者の抑制という目的が容易に達せられないのは当然であった。ここに、より直接的にプロイセン国家の要求を表明した勅令が発せられることになった。1791年10月31日の「高等軍務委員会ならびに総理府に宛てた兵役義務者の大学進学に関する勅令」(Kabinettsorder an das Oberkriegskollegium und das Generaldirektorium über die Zulassung der Kantonpflichtigen zum Studium)である²⁶⁾。当時、大学に進学した者は兵役を免除されるという「特典」が与えられており²⁷⁾、兵役に服務することを嫌悪する多くの青年たちはこの理由からも大学の門を叩いたのである。「勅令」と翌年1792年の「兵役服務義務者試験規程」(Kantonreglement)は兵役義務という身分上の制約から、市民・農民子弟の進学を阻止しようとしたのである²⁸⁾。

イエナの敗戦により、プロイセンは一挙に大混乱におちいり、ナポレオン軍の進撃の前に、過去の栄光のみに依存した旧式のプロイセン軍は瓦解した。1807年のティルジット条約によってプロイセンはエルベ以西の領土とポーランドから奪取した領土を失い、その他の領土もプロイセンが賠償金を支払うまでフランス軍の占領下におかれた。このような惨めな敗戦がプロイセンの根本的な内政改革を不可避的なものとした²⁹⁾。初期の改革運動にあっては、国家運営方法と行政機構の改革が中心課題であったが、フランス革命の影響を受けると社会および国家体制改革の問題が無視できないものとなった³⁰⁾。この改革運動の教育領域を担当したのがドイツ人文主義の思想家ヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Karl Wilhelm von Humbolt 1767-1835) であった。かれは内務省の一部局である「宗務公教育庁」(Department des Kultus und öffentlichen Unterricht)の初代長官として、ベルリン大学の創設、民衆教育におけるペスタロッチ主義の導入と並んで、近代的意味での中等教育の骨格を事実上確立した。

※これまでの高等学務委員会および宗派別の宗務庁は廃止され、この宗務公教育庁によりプロイセ

ンは初めて近代的な統一的教育行政官庁をもつことになった³¹⁾。

1812年10月15日の「古典語学校卒業試験規程(Ordnung der Abgangsprüfung von 15. Oktober 1812)」は、1788年の「規程」を改正したものであるが、これにより卒業試験が一層厳密に規定されるようになった。すなわちこれにより、卒業試験のために二つの古典語の学習が要求され、その他にドイツ語の論文、数学の問題およびすべての学科に対する口述試験が求められた³²⁾。このことによって大学の準備教育を施す中等学校と、その他の中等段階の学校が区別され、卒業試験実施の資格を認められた中等学校のみが「ギムナジウム」と呼称しうることが公的に確認された。いわゆる「ギムナジウム独占」がここに始まったのである。

もっとも、この1812年の「規程」においても、たとえ「不合格」(Untüchtig)と評価されても奨学金の受給を期待さえしなければ大学入学は依然として可能であった。そして大学の学生名簿に登録された者にはすべて「一年志願兵制度」(Einrichtung des Einjährig Freiwilligen Privilegs)による短期現役(1年)の恩典(Einjährigenrecht)が認められていたから、経済的事情の許す者は学力が著しく劣っていても大学に殺到した³³⁾。「一年志願兵制度」は対ナポレオン戦争中、有産子弟の志願猟兵隊をその前身とするもので、3年間の基準兵役に対して、志願により自費で1年間軍隊教育を受けることによって後備軍将校になる制度である³⁴⁾。1733年に導入された「徴兵区制」(Kantonsystem)はとくに農村住民を対象とし、都市市民は免除されていたが、1814年の「国防条例」(Wehrgesetz)による一般兵役義務の導入によって都市市民の「特権」が廃止され、農村住民と同等化されたが、一年志願兵制度はこの免除されていた市民にも適用され、その資格ありと認められた中等学校(ギムナジウム)の次のような特定の学級目的を達成した市民にも拡大された³⁵⁾。

- 1831年までは第3下級への半年通学(1831年からは一年通学)
- 1859年からは第2下級への半年通学(1868年からは一年通学)
- 1877年からは第2下級の成果ある修了(erfolgreicher Abschluß)。

1812年の「古典語学校卒業規程」によって卒業試験実施の資格を認められなくなった諸中等段階学校はそれゆえこの変化した状況にいかに対応すべきかという問題に直面した。学校管理者はその決定をまず学校後援者すなわち市当局にゆだね、その結果非常にさまざまな教育機関が生じた。プロイセン東部の小さな地方都市においては古いラテン語学校が存続し、それらは中級のクラスにおける市民学校のような入門的な教育(Elementarunterricht)に加え、上級段階ではギムナジウム進学を準備するラテン語教授が与えられ、ここから後のいわゆるプロ・ギムナジウム(Progymnasium)が発生する³⁶⁾。一方、ギムナジウムが学術的教授の要求を充していた、比較的大きな都市あるいは工業や商業の人口をかかえていた西部の諸都市ではラテン語教授をまったく排除して、実科(Realien)や近代語(仏語や英語)をとり入れた純粋な市民学校が成立した。また他方では、都市の民衆学校あるいは私立学校(Volks-oder Privatsschule)が市民学校あるいは実科学校(Bürger-oder Realschule)へと上昇した³⁷⁾。

III

1830年代に入るとプロイセンの産業革命は急速に進行し始め、この産業化に応えるために実学的教育への要請が高まると同時に、初期の実科学校の発展過程で一方的に強調された功利主義的な目的設定からの転回があらわれてくる。実科学校の目的設定のこの転回の要因には次のようなことが考えられる。①ギムナジウムの中途退学者 (Frühabgänger) の受け入れ、②普通教育に対する都市市民の要求、③商工省管轄の下に1817年から各行政管区に設けられていく地方工業学校 (Provinzialgewerbeschule) による初等工業専門教育の普及³⁸⁾、④実学を軽視する新人文主義の影響。

もともと18世紀から19世紀初頭にかけてのギムナジウムは、大学進学準備と市民的職業の準備の双方を兼ね備えた「ゲザムトシュール」(Gesamtschule—総合制学校)であり、下級の諸学級においては、他の都市学校とほぼその内容を共有しており、多くのギムナジウムはその「機能」から「都市市民にとっての基礎的で主要な学校」であった³⁹⁾。ベルリンのギムナジウム校長で、高等学務委員会のメンバーであったゲディーケ (Gedike) の次の発言のなかにそのことがうかがえる (1781年)。

「わがギムナジウムはすべての都市の学校と同様、その下級においては生徒自体がひとつの雑多な混合物である。すなわちある者は将来 (大学での) 研究をめざし、ある者はさまざまな市民的職業に就くことが決められているという大なる不都合を伴っている。したがって、それは市民学校であり同時に古典語学校なのである⁴⁰⁾」。就学義務の枠内 (すなわち第3下級 Unter Teritia まで) では、ギム

ナジウムに通学しても、都市学校に通学しても結果的には違いはなかったのである。それゆえ、都市の (男子の) 就学義務者は、さらに継続してギムナジウムに通学するという意志があるかないかにかかわらず都市学校かギムナジウムに通学することができた。ギムナジウムの中途退学者の就職先についての報告(表1)がこのことを物語っている。

表1 ベルリン・ケルニッシュ・ギムナジウムの中途退学者の就職先⁴¹⁾
1795年—1805年

職業区分	学 級	U III (第3下級)	O III (第3上級)	II (第2級)	I (第1級)	計
事 務	業	33	15	12	7	67
農 業	業	9	9	8	—	26
建 築	業	5	13	5	3	26
商 業	・ 工 業	41	14	5	2	62
手 工	業	10	2	1	—	13
工 芸	業	5	—	1	—	6
薬 劑	業	—	—	—	—	0
外 科	業	5	6	1	—	12
軍 人	業	16	6	3	2	27
教 職	業	2	1	6	4	13
計		126	66	42	18	252

このような状態は1830年代に至ってもなお次の文書が示すように確認される。

「ギムナジウムでの教授システムは将来、大学での研究に就こうと欲する生徒のみを予測しているのであって、すべての精神的能力を発展させるには適していないということはあえて根拠を挙げてもない前提である。(しかしながら) ギムナジウムの第3学級の修了者に対して定められた目標は、もしそれが実際に達成されたならば、農業、商工業、鉱山監督局官吏、建設官吏、森林監督官および軍人というような職種を選ぶ者に対して、それぞれの特殊な学校および教育施設への入学のための十

分な能力を与えることにある」（プロイセン文部省1831年⁴²⁾。「われわれの教育機関は、大部分のギムナジウムと同様、六つの主要な学級から成っている。第6学級および第5学級は、下級段階として下級の実業職の準備をなし、第4および第3学級は中級段階として、同時に商業、農業、工芸その他の中級の職種に就く少年を準備する。これらをもっとよく実施するために、第4、第3学級と並んで、下級学級として、大学での研究をしない者のための、いわゆる実科学級がある。この生徒は第4、第3学級の生徒として両学級の大部分の講義に出席するが（ラテン語の講義も、これについては免除されることはない）、両学級のギリシャ語教授、第3学級の数学、仏語および英語における若干の特別研究の間は、上級の市民的算数、実際的な習字、製図が教授される。第2、第1学級は上級段階として研究職のための固有の準備教育の学級である」（ストラルズンド Stralsund のギムナジウムの年報 Programm 1827年⁴³⁾。この二つの文書では、総合制的学校あるいは統一学校としてのギムナジウムの性格が際立っている。最上級での学習だけが「研究職のための準備教育」とされているにすぎない。第3学級（就学義務の境界であり、同時にこの時期までは一年志願兵制の資格と結びついていた）の修了は将来の実業者および技術的公務員にとって基準的なものであった⁴⁴⁾。

ギムナジウムが、これに対する国の補助金の増加により、またその生徒においても中産階級の子弟が増加したことにより、授業料を支払う能力のある下級段階での退学者(Unterstufenabgänger)に依存することが少なくなった時、新しい実科学校のタイプが登場した。ヘッカーの後継者で、ベルリンのプロイセン・ギムナジウム校長アウグスト・シュピレケ (August Gottl. Spilleke 1778-1841) —ベルリン王立実科学校長でもあった—は将来大学に進学しないすべての生徒をギムナジウムの教育には適さない人材とみなした。シュピレケは、かれのギムナジウムに通学していた、学費を支払う中途退学者を実科学校に配属し、従来その実科学校にいた生徒を、都市の下層住民のための特別な学校に行くように命じた。これは、ベルリンでの貧民—都市学校制度 (Armen und Stadt・Schulwesen) の計画的な建設により可能となり、これによってギムナジウムは、市民的職業に就くために途中まで在学する生徒を抱えこんでいた負担をなくし、上層階級のための学校に自らを変換することが可能となった⁴⁵⁾。

シュピレケはまた一方で、実科学校に対して包括的な教育目標と、18世紀の制約された実利主義的立場を乗り越える内容とを与えた⁴⁶⁾。その目標は「比較的高度な市民的職業のための一般的な予備教育」であり、「技術的な学校との混合から脱け出して、比較的高度の普通教育 (höhere allgemeine Bildung) ⁴⁷⁾」を与えようとするものであった。この目標設定はまぎれもなく新人文主義の考え方に起因している。ギムナジウムが主に古典的、歴史的教養を伝達するのに対して、実科学校はそのもっとも重要な教材を数学や自然科学の諸部門のなかに求めなければならない。しかもすべての文化は社会の労作であるのだから、近代外国語と母国語、歴史、地理の教授が必須のものとなる。シュピレケは、これらの科目は、ギムナジウムにおける専門科目同様に、実科学校における情操教育の科目であると規定した⁴⁸⁾。

その教育目標を「比較的高度の普通教育」とすることにより、実科学校はその卒業生に対して、さまざまな中級程度の職業資格の準備を与えることになったが、そのなかでも社会的威信の高い中級官吏

への条件として、ラテン語との関係が問題となった。官庁の多くの部局は、その官吏採用に際して、大学教育を受けていない者に対してはギムナジウム第2学級への進学が十分であるとみなされる程度のラテン語の知識を一様に求めた。これはラテン語が何百年もの間、高い教育と地位の象徴であって、官吏の品位を要求するためのものだけでなく、ラテン語の世界とりわけ法律と法行政の分野での仕事への配慮でもあった⁴⁹⁾。シュピレケ自身は、「実科学校はラテン語を必要とせず、むしろ新しい言語と数学・自然科学のためにラテン語を拒否⁵⁰⁾」したが、結局、実科学校はラテン語を受け入れ、その結果プロ・ギムナジウムとしても用いられることになり、さらにその性格をギムナジウムに接近させることに繋がっていった。

実科学校の目標設定の転回とほぼ時を同じくして、ギムナジウム、実科学校をはじめ諸学校の教科課程を中心に学校組織に大きな変化が生じている。ベルリンでは、19世紀の30年代の末までに「教科クラスシステム」(Fachklassensystem：表2参照)が「学年クラスシステム」(Jahrgangklassensystem：表3参照)にとって替わられた(プロイセン全体ではもっと後になる)。

教科クラスシステムは諸教科における、さまざまな入門の前提や、生徒たちの異なった学習速度に配慮し、同一教科の異なった水準の授業を並行して行うことにより、社会的なハンディキャップの補償を可能にし、また特別の才能をもつ者の特殊な要求に応えることができた(ひとりの生徒が第2下級レベルの数学コース、第5級レベルのラテン語コースを取ることができた)。ひとつの教科について異なった水準コースが同じ日の同じ時間に、すなわち並行して行われる。したがって、ある生徒は欠

表2 グロス実科学校の概要(1740年)⁵¹⁾

17	倫理 (6)	物理 (6)	建築術 (6)	経済 (6)	商業 (6)	演習 (6)
16	法律・政治 (9)		機械 (6)	筆記・線画 (6)	商業計算 (6)	
15	ドイツ語現表 (3)	オランダ語			イタリア語 (6)	市民計算 (6)
14	ドイツ語話法 (6)					
13	聖書講義 (6)	地理 (6)	英語 (6)			
12			フランス語 (12)			
11		世界史 (6)	ラテン語 (12)	計算 (6)		
10		読書 (6)				
9	綴字クラス(読・書・算)					
8	初等学校					
7						
6						

(歳) ※ 1日の授業は6時間であり、()内の数字は各科目の週時間を示している。

けている知識を下の水準コースに短期間出席することによって埋め合わせができ、あるいはひとつの特別な教科については、かれのその他の教科の成績からみれば一般的には適当でないと考えられるようなコースもとることができたのである。この水準コースで提供される教育内容は、後の中等諸学校の学年クラスシステムの教科課程よりもむしろ大学の受講システムでの講義内容に類似するものであった⁵³⁾。

学年クラスシステムは教科クラスシステムに較べて、同一教科担当の教員数を軽減させることができ学校の維持者にとってその費用を下げることになり、同時に行政当局にとっては官吏資格等に必要学校卒業（また学級修了）の統一性を実現するものであった。教科クラスシステムの学年クラスシステムへの止揚は、たんに学校組織上の問題にとどまらず、社会移動の機会に影響を及ぼす結果になった。学校間での諸教科の「両替」はむつかしくなり（古典語のない学校の生徒はたとえ他の教科で高い水準にあっても、ギムナジウムに転校しようとする場合は、その最下級から始めることによってのみ、これを回復することが可能になる）、これにより将来の職業活動を顧慮した教科の組合せは妨げられることになった。

表3 プレスラウのある実科学校の1830年設立当初の教科課程⁵²⁾

科目 \ 学級	4 (1.5年間)	3 (1.5)	2 (2)	1 (2)	計
宗 教	3	3	2	2	17
心理・論理				2	4
書 方	4	2	2		13
算 術	4	3	2	2	18.5
図 画	4	3	3	2	20.5
唱 歌	2	2			6
数 学		2	4	4	19
自 然 史	2	2	} 3	} 5	} 22
応 用 数 学					
物理・化学				} 5	} 20
地 理	2	2	2		
歴 史			3	4	14
ド イ ツ 語	6	4	4	4	31
ラ テ ン 語	4	4	2	2	20
フ ラ ン ス 語	2	2	4	4	22

注

- 1) D. K. Müller; Sozialstruktur und Schulsystem, Aspekte zum Strukturwandel des Schulwesens im 19. Jahrhundert. Göttingen 1977 S. 82.
- 2) ebenda, S. 45.
- 3) これらラテン語学校と総称される学校には、大学の教養課程を自らのなかに包摂しているレベルの高いものから、初等段階の教育を抱えていた学校までが含まれていた。（長尾十三二「ドイツ絶対主義国家の中等教育」世界教育史大系【中等教育史I】講談社1975年参照）
- 4) F. Paulsen ; Geschichte des gelehrten Unterrichts auf den deutschen Schulen und Universitäten. vom Ausgang des Mittelalters bis zum Gegenwart. Mit besonderer Rücksicht auf den Klassischen Unterricht. Dritte, erweiterte Auflage. herausgegeben und in einem Anhang fortgesetzt von R. Lehmann Leipzig 1919 Bd. 2 S. 544.
- 5) R. Maskus ; Zur geschichtlichen Entwicklung der Realschule. In : H. Wollenweber (Hrsg.) Die Realschule Bd. 1 Begründung und Gestaltung. Paderborn 1979 S. 15.
- 6) R. Alt ; Die Realschule—eine der historischen Wurzeln unserer allgemeinbildenden polytechnischen Oberschule. In : R. Alt ; Erziehung und Gesellschaft. Pädagogische Schriften. Ausgewählt, Eingeleitet und Erläutert von K. H. Günther, H. König und R. Schulz Berlin 1975 S. 390.
- 7) F. Paulsen ; a. a. O., S. 545.
- 8) ゼムラーは1669年10月10日ハレで生まれた。若いときから手工業と機械に興味をもっていたといわれる。イエナで神学、数学および物理学を学び、大学を了えると牧師としてハレにもどった。巧みな説教者であったという。かれはドイツ語学校の監督も委任されていたが、そこでは才能のある少年・少女が生活にとって有用で有能になるための知識が十分に授けられていないことを確信するに至り、「機械・数学実科学校」(mechanische und mathematische Realschule)

- を説立するプランを1705年ハレ市に対して提言した。1706年11月15日ベルリンアカデミーの会長ライブニッツ (Gottfried Wilhelm Leibniz 1646-1716) の好意的な見解も示され、設立認可が得られた。1707年ゼムラーは自宅の牧師舎に12名の貧児を集めてこの実科学校を発足させた。(N. Maaßen, W. Schöler ; Geschichte der Mittel-und Realschulpädagogik. Bd. 1. Hannover 1960 S. 42.)
- 9) H. Weimer, W. Schöler ; Geschichte der Pädagogik. Berlin 1976 平野一郎監訳『ドイツ教育史』黎明書房 1979年 p.103.
- 10) N. Maaßen, W. Schöler ; a. a. O., S. 42.
- 11) ebenda S. 43.
- 12) 長尾十三二『西洋教育史』東京大学出版会 1978年 p.328.
- 13) N. Maaßen, W. Schöler ; a. a. O., S.44.
- 14) ゼムラーの実科学校の性格については次のような見解もある。「貴族の子弟のための附随的な教育、あるいは孤児のための特殊な教育ではなく、真に市民階級のための職業教育の機関として設けられたものは、ゼムラーの『実科学校』Realschule をもって嚆矢とする。ゼムラーは従来の徒弟制度による養成方法では技術者の養成の困難なことを痛感し、一般の手工業者が利用しなかったような材料の加工と器械の操作とを習熟させるような過程によって、将来の手工業者の基礎教育を果そうとした。…徒弟制度がようやく廃滅の期に近づきつつあるとき、それに代る教育を実科学校によって充そうとした彼の見識の高さをみるべきである。」(細谷俊夫『技術教育概論』東京大学出版会1978年 p.40-41.)
- 15) ヘッカーは1707年11月2日、ルール河畔のヴァーデン (Werden) に生まれた。ハレで神学を学び、フランケ学院で教師兼視学として勤めた。プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム1世によって衛戍牧師としてポツダムに招聘され、さらに1739年ベルリンの三位一体教会の説教師となり、この地域の学校制度の管理を委任された。かれはドイツ語学校および三位一体教会のペタゴギウム (ラテン語学校) に実科学校を付設し、ドイツ語学校およびペタゴギウムの生徒も両親が望めば実科学校の科目を受けることが許された。(N. Maaßen, W. Schöler ; a. a. O., S. 53.)
- 16) 石井正司「ドイツ技術教育史」世界教育史大系 第32巻『技術教育史』講談社1978年 p.313-314.
- 17) ゼムラーの惨めな結果と対照的にこのヘッカーの実科学校に開設直後から多数の生徒が集まった要因について細谷俊夫は「18世紀もその中頃になると、国家的統一のために経済的および政治的発達と国力の発展とがその基礎にならねばならないことが一般に意識されるようになり、かつ数学、自然科学およびそれに伴う技術の進歩による近代的文化が、これを内容とする新しい学校を必要とするに至ったことに由る」と述べている。(細谷、前掲書 p.41) さらにより直接的な要因としては、当時もっとも産業・軍隊の近代化に熱心であったプロイセン国家の政策と合致していたことが挙げられよう。
- 18) H. Weimer, W. Schöler 前掲書 p.104-105.
- 19) 高等学務委員会は、軍人の学校、プロイセンの植民地における学校およびユダヤ人の学校を除いて、民衆学校から大学まで監督することになった。(阿部重孝『欧米学校教育発達史』目黒書房 1930年 p.15-16)
- 20) ツェドリッツの建白書等に「農民は都市の市民とは違ったふうに、また市民は『法学者』とは別なふうに教授されねばならない」、「すべての学校教授の目的は人間を向上させること、しかもかれの生活および身分にふさわしく役立つように向上させることである」という文言がみられるように、大まかに三つの身分(農民層、都市市民層、教養層)に応じて学校を構成することが企図されていた。(長尾十三二『近代ヨーロッパの教育と政治』明治図書 1971年 p.31.)
- 21) 三つの身分層の教育にはそれぞれ農民学校 (Bauernschule)、市民学校 (Bürgerschule) そして古典語学校 (Gelehrentschule) が対応する。(P. Lundgreen ; Sozialgeschichte der deutschen Schule im Überblick. Teil I : 1770-1918. Göttingen 1980 S. 40.)
- 22) もともと大学への進学について、これまで格別の制限はなかった。哲学科の主任が行う形式的な入学試験のようなものはあったが、それは出身校の校長か、出身教区の牧師または名士の紹介状を持参すれば軽く済むし、またたとえそれが無くともそれほどむずかしいものではなかった。したがって、18世紀の数年特に七年戦争以後、農業資本主義の発展に伴って身分制社会の崩壊現象があらわになり始めると、市民農民層の子弟は官途に就くことを目指して争って大学の門を叩くことになるが、そうであっても、この趨勢を防ぐ制度的な設けはなにひとつ無いにひとしい状況だった。このように大学へ進んで官途に就こうとする青年の数が増加しても、これをうけいれるポストには限りがあるから、結局相当数の学生は就職の機会を失って、社会の不平分子、それも政府にとってもっとも始末の悪いインテリ・プロレタリアートを構成することになる。当時の支配層の人々にとって、こうした傾向を黙認することはできなかった。(長尾十

三二「ドイツ絶対主義国家の中等教育」p.253-255)

- 23) 同上 p.264.
- 24) 「1788年12月23日の布告 (Edikt) は、公の学校を卒業するすべての生徒が試験され (成熟試験という名が与えられた)、大学に行くための成熟または未成熟の証明を得なければならないことを規定した。未成熟の証明だけをもつ生徒に対して入学を禁ずるものではなく、特に奨学金の授与という点から卒業生を区別するために行われたのである。この布告のなかで想起されている生徒は、実科学校も含めて、すべての種類の中等学校の生徒が含まれていた。」(H. Schwartz (Hrsg.) ; Pädagogisches Lexikon. Erster Band Bielefeld u. Leipzig 1928 S. 455.
- 25) Lundgreen ; a. a. O., S. 42.
- 26) D. K. Müller ; a. a. O., S. 667.
- 27) 三十年戦争 (1618-48) 以後、ドイツの諸都市はそれ以前からもっていた独立性を著しく失い、成立してきた近代領邦国家のなかに次第に組み込まれていくことになったが、それでも教育制度をはじめ税制や軍制の面で、重商主義政策をとる国家のもとでさまざまに「優遇」されていた。軍制については、一連の諸都市は「徴兵免除都市」として、兵役義務から解放されていたが、後になっても貴族(地方出身)と並んで、都市の上層市民階級の子弟は無条件で、また中層の市民階級の子弟は大学でのアカデミックな研究あるいは農業、商業活動を始めるといった条件のもとに兵役義務を免除されていた。(Lundgreen ; a. a. O., S 40.)
- 28) 長尾十三二『ヨーロッパの教育と政治』p.54. なお、この「規程は」は高等学務委員会の提案に基づいて、ギムナジウムおよびギムナジウムと同様に大学への進学準備をする中等学校の「上級の3学級の教員」(Lehrer der drei obersten Klassen)を兵役から免除することを規定した。このことによって上級のラテン語学校と下級のそれ、上級教員と下級教員そして教育による上層市民の中層市民との二分化が進められることになった。(Lundgreen ; ebenda S. 42)
- 29) 林建太郎『プロイセン・ドイツ研究』東京大学出版会 1977年 p.183-184.
- 30) 大西健夫『ハルデンベルク租税改革とプロイセン国家財政再建』早稲田大学出版部 1978年 p.5.
- 31) 梅根悟 「近代国家と民衆教育—プロイセン民衆教育政策史—」誠文堂新光社 1967年 p.184.
- 32) 阿部 前掲書 p.41. なお同年ギムナジウムの新しい教則 (教科課程 Lehrplan der Gymnasium) がジューフェルンによって定められている。この教則は翌年宗務公教育庁に提出され、1816年には学校当局に対する基準とされたが強制力をもつものではなかった。しかしながら、この教則は宗務公教育庁によって立てられた一つの基準として、個々の学校の教育に大きな影響を与えた。この教則によるギムナジウムは修学年限が10年であって6級に分かれていた。(阿部同書 p.38)
- 33) 長尾十三二『近代ヨーロッパの教育と政治』s.119-120.
- 34) 大江志乃夫『徴兵制』岩波書店 1981年 p.32.
- 35) D. K. Müller ; a. a. O., S.83-84. 「学校資格と一年志願兵権の結合は、中等学校の都市への集中化によって都市市民層の新たな特権化を招き、とくに19世紀においては都市市民と農村住民との分断の固定化を助長した」(ebenda, S.84)
- 36) たとえば「予備学校」(Vorschule) —「Schule」に先行する6~9歳のための基礎学校—のなかには、その地理的条件 (農村、小都市) のために完全学校 (Vollanstalt) —ギムナジウム—への上昇機会がなく、しかもその地域のわずかなアカデミカーの子弟 (牧師や医者の子弟) の教育要求のために、市民学校や実科学校にはなれない学校があり、そのようなVorschuleは、その公的な目標に適合したプロ・ギムナジウムという名称を求めた。(ebenda, S.42) プロ・ギムナジウムはギリシャ語も含めてギムナジウムの教科課程を厳格に遵守するが、最上級の第1学級ないし第2学級を放棄するものである。(Lundgreen ; a. a. O., S.71.) 第3ないし第2級を補完することは、プロ・ギムナジウムの教員とその卒業証明にギムナジウムの品位を与えることになり、その卒業生に対して完全学校 (ギムナジウム) の第2ないし第1学級への無試験入学を得させることになった。(D. K. Müller ; a. a. O., S.42.)
- 37) Paulsen ; a. a. O., S. 546
- 38) 高橋秀行「初期工業化段階におけるプロイセン近代技術教育の歩み——19世紀前半、ポイトによる技術教育改革を中心に——」世界教育史大系 第32巻『技術教育史』講談社 1978年 p.458-459.
- 39) Lundgreen ; a. a. O., S. 43.
- 40) D. K. Müller ; a. a. O., S. 694.
- 41) ebenda, S. 145.

- 42) ebenda, S. 29
- 43) ebenda, S. 606.
- 44) Lundgreen ; a. a. O., S. 70.
- 45) D. K. Müller ; a. a. O., S. 123.
- 46) H. Weimer, W. Schöler ; 前掲書 p.177.
- 47) Paulsen ; a. a. O., S. 549.
- 48) H. Weimer, W. Schöler ; 前掲書 p.177-178.
- 49) Paulsen ; a. a. O., S. 550-551.
- 50) ebenda, S. 550.
- 51) N. Maaßen, W. Schöler ; a. a. O., S. 52.
- 52) 石井正司 前掲書 p.326.
- 53) D. K. Müller ; a. a. O., S. 61.

(1983. 10. 31. 受理)